

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

6月12日発行

Vol.109



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

さんじょうライフ



YAE-NO-FURUSATO FUKUSHIMA

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

南相馬市HP「フォトレポ」より

6/9

相馬流れ山全国大会

南相馬市民文化会館「ゆめはっと」で第23回相馬流れ山全国大会が行われ、一般・少年・高年の3部門に合わせて84人が出場しました。



次ページへ続きます。

目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・相馬流れ山全国大会 ----- 1・2
- ・第6回南相馬市小学校陸上競技大会 ----- 2

●被災自治体News

南相馬市 -----	3
浪江町 -----	5
双葉町 -----	10
大熊町 -----	14
郡山市 -----	19

●交流ルームひばり通信

- ・「ボウリング」親睦会の開催 -- 19
- ・6月の「ひばり」 ----- 20
- ・今後の予定 ----- 20



道の駅南相馬 観光交流館内
南相馬ふるさと回帰支援センター
マスコットキャラクター「のまたん」

6/9

涙の優勝～相馬流れ山全国大会

南相馬市民文化会館「ゆめはっと」で第23回相馬流れ山全国大会が行われ、一般・少年・高年の3部門に合わせて84人が出場しました。

それぞれが練習の成果を発揮するなか、一般の部は第9回の少年の部で優勝、前回準優勝の沢田藍さん（南相馬市原町区）が優勝しました。また、少年の部は松本莉奈さん（福島市）、高年の部は五十嵐恒雄さん（新地町）が優勝しました。



一般の部優勝の沢田藍さん



少年の部優勝の松本莉奈さん



高年の部優勝の五十嵐恒雄さん



ゲストコーナーで歌声を披露する前年度優勝の平田治さん

6/5

仲間の声援を受けて ～第6回南相馬市小学校陸上競技大会～

南相馬市小学校陸上競技大会が雲雀ヶ原陸上競技場で3年ぶりに開催され、市内16小学校の6年生、約380人が参加しました。

100m走、800m走、1000m走、80mハードル、走り幅跳び、走り高跳び、ソフトボール投げ、400mリレーが行われ、子どもたちはそれぞれの種目に自分たちの全力を出し切っていました。

また、クラスメートが出場するとみんなで声を揃えて応援していました。



走り高跳び



400mリレー



ソフトボール投げ



走り幅跳び



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

【都道府県別】

2013.6.6現在（南相馬市HPより）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	6,385	群馬県	268	青森県	36	島根県	9	佐賀県	3
宮城県	2,516	山梨県	116	石川県	34	長崎県	8	鳥取県	1
山形県	1,080	北海道	99	京都府	34	三重県	7	和歌山県	-
新潟県	974	長野県	98	沖縄県	26	愛媛県	7	山口県	-
東京都	837	秋田県	91	福井県	25	福岡県	7	徳島県	-
埼玉県	758	岩手県	87	岐阜県	17	高知県	4	宮崎県	-
茨城県	709	静岡県	83	滋賀県	13	熊本県	4	鹿児島県	-
栃木県	550	愛知県	55	岡山県	12	大分県	4	※海外	14
千葉県	540	大阪府	44	広島県	12	奈良県	3	合計	16,097
神奈川県	472	兵庫県	43	富山県	9	香川県	3	(5/30)	16,138)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
相馬市	1,734	喜多方市	75	田村市	22	国見町	5	浅川町	2
福島市	1,545	会津坂下町	59	三春町	22	北塩原村	5	広野町	1
いわき市	744	南会津町	38	下郷町	16	玉川村	5	合計	6,385
郡山市	603	猪苗代町	38	会津美里町	16	古殿町	5		
会津若松市	381	本宮市	37	西会津町	13	大玉村	4		
新地町	337	川俣町	35	磐梯町	13	矢吹町	4		
二本松市	143	鏡石町	30	小野町	12	石川町	4		
伊達市	138	西郷村	28	只見町	7	天栄村	2		
須賀川市	103	桑折町	25	金山町	7	泉崎村	2		
白河市	94	棚倉町	23	矢祭町	6	鮫川村	2		



みなみそうまチャンネル
Channel assist by yoozma
www.yoozma.jp

番組内容 [6/5~6/11]

パソコン視聴・アクティブラ配信

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 6月 市長定例記者会見 [23分30秒]
3. タニコー(株) 福島小高工場 復興記念式典 [10分]
4. 平成25年度 南相馬市スポーツ少年団 入団式 [10分]
5. ガンバレシブ 第49回「レタスのごま油あえ」[9分]
6. いきいき体操 [3分30秒]
7. リクエストアワーのお知らせ [2分]

【特番】10時~/19時~(60分)

旧警戒区域内の復旧・復興市民説明会(小高地区)

今週は6月市議会開催を前に開かれた、桜井市長の定例記者会見、タニコー(株)福島小高工場復興記念式典、3年ぶりに行われた南相馬市スポーツ少年団の入団式の模様をお伝えします。
※「ガンバレシブ」と「いきいき体操」は朝夕の放送となります。



交流ルームひばりのパソコンとテレビでもご覧いただけます。

避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表

6月7日HP更新

復興庁および関係省庁が福島県、南相馬市等の協力を得て策定する避難指示解除準備区域等におけるインフラ復旧工程表が6月7日に公表されましたのでお知らせいたします。

インフラの復旧について、一時帰宅等で必要な社会基盤で早急に応急的な対応をしなければならない主要な道路、水道、下水道については、一部の区域を除いて平成24年度中に復旧を完了いたしました。

今後は、住民の方が帰還して生活していくうえで必要な小中学校や生涯学習施設、スポーツ施設等について平成25年8月末を目途に整備を進め、福祉施設や医療施設についても平成25年度中の工事完了を目指します。

今週号にインフラ復旧工程表(平成25年4月末現在)を添付しましたのでご覧ください。

※南相馬市の世帯のみ

問い合わせ

復興企画部 企画課

TEL 0244-24-5358

相双地域雇用創造推進協議会職員を募集します

6月12日HP更新

職種	勤務先	業務内容	賃金	採用予定人数
事業推進員	協議会事務局 (南相馬市役所 西庁舎1階)	【雇用創造推進事業】 相双地域の雇用創造事業の実施。総合的なソフト事業の作成、関連事業の提案・支援事業の取りまとめ、協議会の庶務業務など。	198,700円	1人

【雇用期間】 平成25年7月1日～平成26年3月31日
(雇用期間延長あり。最長27年3月31日まで)

【就業時間】 午前8時30分～午後5時15分

【週休日】 週休2日制

【加入保険】 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

【必要な資格・経験】 普通自動車免許(一種)およびパソコン操作

【応募方法】 ハローワークを通して応募してください。後日、面接の日程をお知らせします。
※必要書類:履歴書、職務履歴書

書類提出・問い合わせ

南相馬市役所 商工労政課 雇用対策係
〒975-8686 南相馬市本町二丁目27番地
TEL 0244-24-5346

思い出の品探しませんか

6月6日HP更新

市ではボランティア市民団体『思い出の品返還事業「あった会」』協力の下、津波で流された写真や賞状、位牌などの「思い出の品」の縦覧を行い、本人の所有物と確認できたものをお返ししています。

なお、多くの物品はPCを使用したデータ閲覧となるため、会場に現物が無い場合はお返しが後日になります。

縦覧場所	鹿島生涯学習センター(さくらホール) IT研修室 (南相馬市鹿島区寺内字迎田22-1)
期 間	平成26年3月までの毎週金～日曜日(6月30日休館)
時 間	午前10時～正午、午後1時～4時
持 参 物	運転免許証などの本人確認ができるもの

問い合わせ

思い出の品返還事業「あった会」

TEL 070-6634-5972



浪江町からのお知らせ

下水道被害調査のお知らせ

6月7日HP更新

浪江町公共下水道区の被害調査を実施します。

調査のため私有地内に立ち入らせていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、調査員は身分証明書を携帯します。

調査期間

平成25年6月から9月

調査業者

業者名：株式会社 ひまわり

住 所： 須賀川市森宿字道久19番地1

電 話： 0248-75-5133

問い合わせ

復旧事業課 上下水道係 TEL 0240-34-0234

※復旧事業課は浪江町の本庁舎に移転しています。

平成25年度児童手当現況届はお済みですか

6月1日HP更新

平成25年6月分からの児童手当を受けるには、今まで児童手当を受けていた方も含め、すべての方の現況届の提出が必要です。

現況届は毎年6月1日の状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

現況届を提出しないと、6月分以降の児童手当を受けることができなくなりますので、忘れずに提出してください。

なお、現在、受給者の方へ送付している現況届の提出期限が、「平成24年6月28日」となっておりますが、正しくは「平成25年6月28日」でした。お詫びして訂正いたします。

問い合わせ

教育委員会事務局 子育て支援係

TEL 0243-62-0170

介護老人保健施設貴布祢の除染作業の実施について

6月1日HP更新

浪江町では、町内立入りの際の憩いの場として「介護老人保健施設貴布祢」を利用できるよう準備を進めています。準備の一環として、除染作業を下記のとおり実施します。

※憩いの場として利用できる時期につきましては広報などで改めてお知らせします。

実施箇所

介護老人保健施設貴布祢敷地内

施工期間

平成25年6月初旬から7月末

施工業者

株式会社 倉伸

問い合わせ

環境省 福島環境再生事務所 浜通り北支所 浪江担当

TEL 0244-26-9912(代)

浪江町役場 ふるさと再生課 除染対策係

TEL 0243-62-0152

帰還困難区域の特別通過交通について

6月12日HP更新

帰還困難区域の特別通過交通とは、被災地域の復旧・復興のため、一定の要件に該当する者が、あらかじめ指定された帰還困難区域の道路(特定幹線ルート)を特別に通行できる制度です。

以上のことについて、原子力災害現地対策本部、福島県および関係市町村の申し合わせにより、下記内容で制度運用を図るものです。

運用開始・受付開始日 平成25年6月17日(月)**特別通過交通対象地域**

南相馬市、飯舘村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村、川俣町、田村市の12市町村

※上記自治体以外での事業を実施する場合は対象外

特別通過交通の対象

帰還困難区域の特別通過交通制度の対象となるのは、以下のケースに限ります。

1. 自治体職員が、公務目的で帰還困難区域の特定幹線ルートを通行する場合
2. 浪江町内においてインフラ復旧事業者等、復旧・復興に従事する者が、公益目的用務のために帰還困難区域の特定幹線ルートを通行する場合
3. 催事への参加やお墓参り等のため特定幹線ルートを通過する必要があると認められる場合
例:南相馬市に避難している浪江町民が、郡山市へ結婚式に参加するため特定幹線ルートを通過する場合
4. 浪江町民が通勤、通院等の目的で特定幹線ルートを通過する必要があると認められる場合
例:いわき市に避難している浪江町民が、南相馬市に通勤するため特定幹線ルートを通過する場合

通過ルート(特定幹線ルート)

帰還困難区域の道路状況は原発事故の影響により通常の維持管理ができない状況であり、未補修の箇所もあるため注意して通行してください。

※ 倒木など自然災害等により道路状況が悪化し、やむを得ず当該ルート以外を通行することは可能です。

1. 国道6号
2. 国道288号—県道35号—西20号—西9号—西13号—県道252号—東15号—国道6号

次ページへ続きます



通過ルート
(国道6号)



通過ルート

(国道6号(双葉町側)～東15号～県道252号～西13号～西9号～西20号～県道35号～国道288号)



通過ルート

(国道6号(富岡町側)～東15号～県道252号～西13号～西9号～西20号～県道35号～国道288号)



通行証発行の手続き

申請先は、浪江町役場二本松事務所生活支援課生活安全係および浪江町各出張所での申請が可能です。

交付は、浪江町役場二本松事務所生活支援課生活安全係のみとなりますので注意してください。

① 特別通過交通の申請手続き

申請については、「特別通過交通のしおり(住民用)」をご確認のうえ、通過予定日の1週間前までに郵送または窓口にて申請を行ってください。

あわせて、通勤、通院や催事等の事実が確認できる書類の提出が必要となります。

② 通行証等の発行

浪江町役場二本松事務所生活支援課生活安全係にて、以下の書類等の交付を行います。

- ・帰還困難区域の特別通過交通証
- ・特別通過交通申請書(写し)
- ・通行車両掲示用ステッカー
- ・選択した通行ルート(地図)

③ 通行車両掲示用ステッカーの返却

申請者は、通行証の有効期限が満了した際に、速やかに生活支援課生活安全係の窓口へ持参または郵送の上ステッカーを返却してください。

有効期限満了後も返却されない場合は、申請者に対して連絡して督促します。

④ 許可証の有効期限

- ・通勤・通院等の必要が認められる町民・・・所要日数(内容により勘案、最大3カ月)
- ・催事への参加等の必要が認められる町民・・・所要日数(原則1日)

次ページへ続きます



スクリーニング

No.	箇所名	所在地	受付時間	連絡先
1	毛萱・波倉スクリーニング場	富岡町大字毛萱字前川原232-16 (第二原発隣接駐車場)	7:00～20:00	090-2532-8939
2	藤橋スクリーニング場	浪江町大字藤橋字大日向53 (国道6号)	7:00～20:00	080-6846-5967
3	中屋敷スクリーニング場	大熊町大字野上字小塚内 (国道288号)	9:00～17:00	024-521-7836

通行者は以上のスクリーニング場を活用しつつ、自らの責任で適切にスクリーニングを実施してください。また、スクリーニングは、帰還困難区域を退出する際に必ず実施してください。

通過交通車両用ステッカーの管理

ステッカーを紛失した申請者は任意の様式にて始末書を提出することになります。紛失の経過等を始末書に記載していただき、浪江町に提出してください。浪江町から原子力災害現地対策本部へ提出いたします。

違反者を発見した場合の対応

違反とは、以下の遵守事項から逸脱する行動を指します。

遵守事項

1. 帰還困難区域の特別通過申請書に記載した内容と違う行動をとらないこと。
2. 帰還困難区域の特別通過申請書に記載した内容に変更があった場合、または警戒区域等の特別通過通行証を紛失した場合などについては、速やかに市町村に連絡をすること。

対応内容

原子力災害現地対策本部は、国委託事業者による巡回車から通行ルートを逸脱した車両を発見したとの連絡があった場合は、管理台帳から申請者を割り出し、該当する市町村担当者へ連絡することになります。

市町村は、原子力災害現地対策本部から連絡を受けた場合、当該事実を速やかに調査し、違反が認められる場合は、違反した申請者の通行証の即時停止および所要期間の通行証発給停止を行うこととなります。

違反した申請者の通行証の即時停止および通行証発給停止処分を行った場合は、原子力災害現地対策本部に対して通行証および申請書の写しをFAXにて送信し、情報共有します。

申請者が関係市町村でも違反があった場合は、通行証発行市町村と同様の措置を講じます。

なお、緊急事態(申請書に記載した道路状況が突然の自然災害等により悪化し、やむを得ず当該道路以外を通行する場合など)を除き、合理的な理由なく逸脱した車両は違反者として扱います。

違反による通行証発給停止期間

- 1回目の違反 2週間
2回目の違反 1カ月

問い合わせ

生活支援課 生活安全係

TEL 0243-62-0151

双葉町からののお知らせ

双葉町いわき事務所開設と役場機能移転のお知らせ
6月10日HP更新

6月17日(月)から、双葉町役場本体機能を埼玉県加須市から福島県いわき市に移転いたします。

■双葉町いわき事務所
〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4 (旧福島地方法務局勿来出張所跡地)

TEL 0246-84-5200(代)
FAX 0246-84-5212
E-mail futaba@town.futaba.fukushima.jp

※ 証明書発行等の一般業務は6月18日(火)からとなりますので、ご了承ください。
※ 埼玉支所の各課直通電話番号は、移転後も当面の間は使用できます。

いわき事務所内案内図

1	住民生活課	戸籍係 生活環境係 住民支援係
2	健康福祉課	福祉介護係 国民年金係 健康づくり係
3	税務課	管理徴収係 賦課係
4	出納室	
5	教育委員会事務局 教育総務課	総務係 学校教育係 生涯学習係
6	産業建設課 農業委員会事務局	産業係 建設係 復旧復興係
7	復興推進課	復興推進係 原子力対策係 賠償対策係
8	総務課	行政係 財政係 管財係
9	秘書広報課	秘書広報係
10	議会事務局	

次ページへ続きます ▶

いわき事務所および各支所等の連絡先

部署/係名		電話番号
いわき 事務所	代表番号	0246-84-5200
	秘書広報課	秘書広報係 0246-84-5202
	総務課	行政係 財政係 管財係 0246-84-5201
	復興推進課 (旧企画課)	復興推進係 原子力対策係 賠償対策係 0246-84-5203
	税務課	賦課係 管理徴収係 0246-84-5206
	産業建設課 (旧産業振興課、旧建設課)	産業係 建設係 復旧復興係 0246-84-5209
	住民生活課	戸籍係 生活環境係 住民支援係 0246-84-5204
	健康福祉課	福祉介護係 国保年金係 健康づくり係 0246-84-5205
	出納室	出納係 検査係 管理係 0246-84-5207
	農業委員会事務局	(産業建設課内) —
	教育委員会事務局 教育総務課 (旧教育総務課、旧生涯学習課)	総務係 学校教育係 生涯学習係 0246-84-5210
	議会事務局	総務係 議事係 調査係 0246-84-5211
郡山 支所	生活支援課 住民係 生活支援係	024-973-8090
埼玉 支所		0480-73-6880
つくば 連絡所		029-854-7511
いわき南台 連絡所		0246-38-7450

双葉町総合受付コールセンター終了のお知らせ

6月28日(金)をもちまして双葉町総合受付コールセンターを終了いたします。
7月1日(月)以降は上記の代表番号、または各課直通番号へ直接お問い合わせください。

問い合わせ

双葉町埼玉支所 総務課

TEL 0480-73-6880(代)

[6月17日(月)以降]

双葉町いわき事務所 総務課

TEL 0246-84-5200(代)

「双葉町通行証」および「双葉町臨時通行証」の申込手続きについて

6月7日HP更新

見直しによる町内の新たな区域区分について

- (1)避難指示解除準備区域…両竹、中野、中浜地区
- (2)帰還困難区域…上記の「避難指示解除準備区域」を除く町内全域

通行証の発行対象者

- 双葉町通行証…両竹、中野、中浜地区に住所を有する方
- 双葉町臨時通行証…双葉町全町民(※)
※両竹、中野、中浜地区に住所をお持ちの方でも、レンタカー等、双葉町通行証として登録がない車両を申請することが可能です。
- 双葉町臨時通行証申請書(帯同業者用)…両竹、中野、中浜地区の町民の方に帯同して、避難指示解除準備区域での作業を行う事業者の方(両竹、中野、中浜地区の町民の方に申請していただきます。)

双葉町内への一時立入りについて

区域の見直しに伴い、帰還困難区域および避難指示解除準備区域への立入り方法が以下のとおり変更となります。

(1)両竹、中野、中浜地区への立入り

- ①両竹、中野、中浜地区に住所を有する方→双葉町通行証が必要です。
- ②両竹、中野、中浜地区以外の双葉町全地区に住所を有する方→双葉町臨時通行証が必要です。

(2)帰還困難区域への一時立入り

住所にかかわらず住民一時立入車両通行許可証が必要です。

各種通行証の申込手続きの詳細につきましては、「双葉町への立ち入りのしおり」の9ページから13ページをご覧ください。

申請手続き

該当申請書に必要事項をご記入の上、希望される立入り日からおおむね10日前までに下記あて郵送またはFAXでお送りいただくか、直接窓口へご提出ください。

申請書が受理されてから、審査におおむね10日程度かかります。申請内容を審査の上、後日通行証を交付します。

【申請書提出先】

<6月14日(金)まで>

〒347-0105 埼玉県加須市騎西598-1(旧騎西高校)
双葉町役場埼玉支所 住民生活課 一時立入り担当

<6月17日(月)以降>

〒974-8212 いわき市東田町2-19-4
双葉町役場いわき事務所 住民生活課 一時立入り担当

次ページへ続きます



なお、帰還困難区域への一時立入りにつきましては、従来通り一時立入りコールセンターにて受け付けを行っております。

一時立入り受付コールセンター TEL:0120-234-530

※ 両竹、中野、中浜地区にお住まいの方が帰還困難区域へ立ち入る際は、申込先が双葉町役場一時立入り担当になりますのでご注意ください。(電話での受け付けとなります。)

問い合わせ

双葉町埼玉支所 住民生活課一時立入り担当 TEL 0480-73-6925

[6月17日(月)以降]

双葉町いわき事務所 住民生活課 一時立入り担当

TEL 0246-84-5204

相馬野馬追祭出場者の募集について

6月10日HP更新

一千有余年の伝統を誇る国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が、7月27日(土)から29日(月)の3日間、夏草繁る「雲雀ヶ原」を中心に豪華絢爛に繰り広げられます。

昨年の開催は、東日本大震災と原子力発電所事故の影響が引き続きあるにもかかわらず、関係者のご尽力によりほぼ従来の姿による本祭りの開催となりました。

今年も昨年同様、通常開催することが相馬野馬追執行委員会で正式決定したことや、双葉町としても標葉郷構成町(双葉町・浪江町・大熊町)としての一翼を担っていることから、野馬追を愛する出場者に対し、助成金を交付する準備を行っております。

つきましては、相馬野馬追祭出場を希望される方は、次の要領によりお申し込みください。

相馬野馬追祭出場者助成金を受領するための要件

- ① 双葉町民または双葉町内で就業していた方(平成23年3月11日以前)
- ② 双葉町に縁故がある方で、標葉郷構成町(双葉町・浪江町・大熊町)以外の市町村居住者
上記①、②のいずれかに該当し、標葉郷から出場できる方を対象に相馬野馬追出場者助成金を交付いたします。

申し込み手続き

電話による申し込み: ①出場者の氏名、②避難前の住所、③避難先の住所

受付期限: 6月28日(金) 午後5時まで

申し込み・問い合わせ

双葉町埼玉支所 産業振興課 商工観光係

TEL 0480-73-6880(代)

[6月17日(月)以降]

双葉町いわき事務所 産業建設課 産業係

TEL 0246-84-5209



大熊町からのお知らせ

帰還困難区域への特別通過交通について

6月10日HP更新

今回、「帰還困難区域の特別通過交通に関する関係市町村会議」において、復旧・復興の推進を図るため協議を行い、防犯対策等の措置を講じ、帰還困難区域内の主要幹線道路(特定幹線ルート)を通過する「特別通過交通制度」について決定され、大熊町では次のとおり開始します。

- ◆申請受付：平成25年6月10日(月)～
- ◆通行証等交付：平成25年6月17日(月)～

通過ルート(特定幹線ルート)

- (1) 国道6号
- (2) 国道288号～大熊町道西20号～国道6号

「バリケード設置位置図」

「バリケード設置位置図」内の赤線が通過ルートとなります。

※ 帰還困難区域の道路状況は原発事故の影響により通常の維持管理ができない状況であり、未補修の箇所もあるため注意して通行してください。



帰還困難区域への通過交通の入退域時間

午前7時～午後7時

特別通過交通の対象ケース

- (1) 大熊町民が通院、通勤の目的で特定幹線ルートを通る必要があると認められる場合
※通院、通勤証明書を添付
- (2) 大熊町民が避難先から、冠婚葬祭、実家・家族親戚の家への帰還目的等で特定幹線ルートを通る必要があると認められた場合
- (3) 関係市町村において重要な生活基盤の整備を行うインフラ復旧事業者など復旧・復興に従事する者が特定幹線ルートを通行する場合

許可期間

用務により最長3カ月間です。(※用務により継続申請も可能です。)

次ページへ続きます



申請手続等

一般住民の方

申請から通行証交付までの流れは「特別通過交通のしおり(住民用)」をご覧ください。

- 申請書を大熊町会津若松出張所窓口提出してください。
- 遠隔地に避難している場合は、郵送、FAXしますので環境対策課までお申し込みください。
- 審査後、通行証およびステッカーを交付します。

インフラ復旧事業者等

申請から通行証交付までの流れは「特別通過交通のしおり(インフラ用)」をご覧ください。

留意事項

特別通過交通では、大熊町内の自宅等への立入りはできません。

- 申請書、帰還困難区域を通過交通するにあたっての注意事項、および通行証に記載する内容を厳守してください。違反した場合は次回立入りの発行停止などの措置がとられます。
 - 必ず、本人であることを確認できる書類(同乗者含む)を携行してください。
 - 帰還困難区域を退出する際には、自らの責任で適切にスクリーニングを実施してください。
 - 帰還困難区域の特別通過申請書に記載した内容に相違ない行動をとること。
 - 帰還困難区域の特別通過申請書に記載した内容に変更があった場合、または帰還困難区域の特別通過通行証を紛失した場合などについては、その旨を速やかに(市町村)に連絡をすること。
 - 15歳未満や妊婦の方の通行はご遠慮ください。
- ※ 守っていただけない場合は、使用している帰還困難区域の特別通過通行証を即時無効、または帰還困難区域の特別通過通行証の発給を一定期間停止する場合があります。

問い合わせ

大熊町役場 会津若松出張所 環境対策課
0120-26-3844(代)

**今週号に
「バリケード設置位置図」
「特別通過交通のしおり(住民用)」
を添付しました。**

※大熊町の世帯のみ

特別通過交通ルートのバリケード等設置について

6月10日HP更新

この度、特別通過交通制度の対象要件の変更に伴い、特別通過交通ルートである国道6号、町道西20号等を利用するルートおよび国道288号において、バリケードが6月17日から設置されます。

開放バリケード一覧

開放時間: 午前9時～午後4時

- ① 町道東1号 東側【長者原立体交差点】
 - ② 町道東1号 西側【長者原立体交差点】
 - ③ 県道252号(夫沢大野停車場線)東側【中央台交差点】
 - ④ 町道東15号 西側【スポーツセンター横】
 - ⑤ 町道東17号 東側【小入野交差点】
 - ⑥ 町道東19号 西側【小入野交差点】
 - ⑦ 町道東21号 東側【JAスタンド向側】
 - ⑧ 県道251号(小良ヶ浜野上線)東側【三角屋交差点】
 - ⑨ 県道251号(小良ヶ浜野上線)西側【三角屋交差点】
 - ⑩ 町道東63号 東側【熊町郵便局交差点】
 - ⑪ 町道東67号 西側【熊町郵便局交差点】
 - ⑫ 町道西2号 北側【佐山歯科交差点】
 - ⑬ 町道西49号 北側【大野病院西側交差点】
 - ⑭ 町道西13号 北側【下野上1区公民館東側丁字路】
- (※バリケード設置位置図参照)

その他の道路につきましては、緊急車両等のみしか通過できませんので、迂回等にご協力をお願いします。

また、特別通過交通ルート沿いの店舗・住居等への開閉式バリケードが設置不用の場合や、ご不明な点等ございましたら、大熊町役場 環境対策課までご連絡ください。

問い合わせ

大熊町役場 会津若松出張所 環境対策課



0120-26-3844(代)

平成25年6月1日現在の避難状況

6月4日HP更新

平成25年6月1日現在、大熊町に住民登録がある方の避難状況は次のとおりです。

県外避難者数	県内避難者数	避難者数 (海外、不明除く)
2,697	8,246	10,943
県外避難世帯数	県内避難世帯数	避難世帯数
1,331	3,727	5,058
応急仮設住宅入居者数		
2,192		

都道府県別避難者数

	都道府県名	人数(人)		都道府県名	人数(人)		都道府県名	人数(人)
01	北海道	37	18	福井県	9	35	山口県	0
02	青森県	18	19	山梨県	10	36	徳島県	0
03	岩手県	5	20	長野県	11	37	香川県	0
04	宮城県	169	21	岐阜県	8	38	愛媛県	3
05	秋田県	24	22	静岡県	31	39	高知県	0
06	山形県	59	23	愛知県	8	40	福岡県	18
07	福島県	8,246	24	三重県	9	41	佐賀県	4
08	茨城県	374	25	滋賀県	1	42	長崎県	2
09	栃木県	166	26	京都府	9	43	熊本県	0
10	群馬県	110	27	大阪府	21	44	大分県	12
11	埼玉県	392	28	兵庫県	4	45	宮崎県	12
12	千葉県	249	29	奈良県	0	46	鹿児島県	3
13	東京都	352	30	和歌山県	2	47	沖縄県	10
14	神奈川県	219	31	鳥取県	0	小計		10,943
15	新潟県	305	32	島根県	5	海外		1
16	富山県	5	33	岡山県	0	生存のみ確認		5
17	石川県	20	34	広島県	0	合計		10,949

次ページへ続きます



福島県内避難者数

市町村	人数(人)	市町村	人数(人)	市町村	人数(人)
福島市	230	桧枝岐村	0	塙町	9
会津若松市	2,454	只見町	0	鮫川村	0
郡山市	882	南会津町	5	石川町	7
いわき市	3,772	北塩原村	1	玉川村	5
白河市	56	西会津町	3	平田村	5
須賀川市	54	磐梯町	3	浅川町	7
喜多方市	108	猪苗代町	1	古殿町	4
相馬市	84	会津坂下町	14	三春町	24
二本松市	47	湯川村	0	小野町	17
田村市	71	柳津町	1	広野町	13
南相馬市	180	三島町	3	楢葉町	0
伊達市	20	金山町	2	富岡町	0
本宮市	27	昭和村	0	川内村	2
桑折町	8	会津美里町	23	大熊町	0
国見町	0	西郷村	32	双葉町	0
川俣町	4	泉崎村	0	浪江町	0
大玉村	25	中島村	0	葛尾村	0
鏡石町	4	矢吹町	22	新地町	10
天栄村	1	棚倉町	2	飯舘村	0
下郷町	4	矢祭町	0	合計	8,246

人口および世帯数

	人口数	世帯数
平成23年3月11日時点	11,505	4,235
平成25年5月31日現在	10,951	4,002
増減	△ 554	△ 233

被害状況(平成25年4月30日現在)

- ◆人的被害
死者92人(直接死11人、関連死81人)、行方不明1人
- ◆家屋被害
津波による全壊48棟(帰還困難区域につき詳細調査不能)

問い合わせ

大熊町役場 会津若松出張所

0120-26-3844(代)



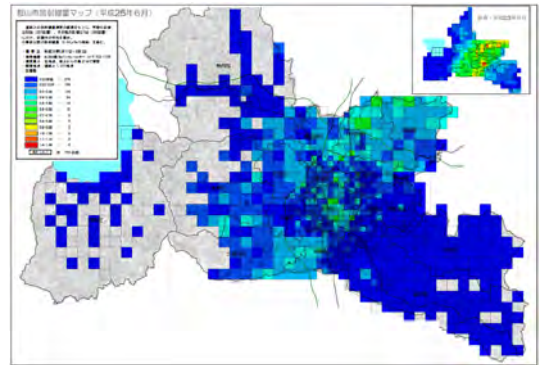
郡山市からののお知らせ

6月分の放射線量マップを作成しました

6月10日HP更新

郡山市内をメッシュで区切り、放射線量の区分で色分けしたマップです。

メッシュマップ作成の基となった道路上の各ポイントの測定値は、ホームページの「郡山市放射線量モニタリングマップ」の「道路」のアイコンから見るることができます。



今週号に添付しました。

※郡山市の世帯のみ

問い合わせ

原子力災害対策直轄室

TEL 024-924-4731

交流ルームひばり通信

燕市避難者・三条市避難者

『ボウリング』親睦会の開催

燕市に避難されている方々からお誘いいただき、「ボウリング」親睦会の開催をいたします。ぜひ、この機会に燕市に避難されている方々と交流を深めてみませんか？

多くの方々の参加をお待ちしています。

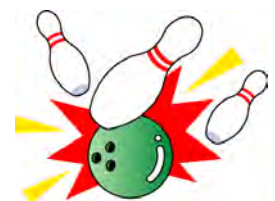
日時 6月22日(土) 午後0時45分 現地集合
(ひばり集合 午後0時20分)
午後1時スタート

場所 POP BOWL 県央 (燕市井土巻1811-1) TEL 0256-46-8828

参加費 大人 1,200円 (2プレイ、靴代込)
高校生以下 500円

※子どもさんの参加費は一部補助させていただきます。

締め切りは6月19日(水)正午です。お電話お待ちしております。
交流ルーム「ひばり」担当 吉岡 TEL0256-33-8650



時間が変更になっています。
ご注意ください。

6月の「ひばり」

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
★版画教室はボランティアの金子さんのご厚意で行っています。道具は準備してあります。当日参加も歓迎です。お待ちしております。				13日	14日	15日
				ひばり休み 浜通り配布		
16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
		ひばり休み	ホウリング 親睦会 申込締切	ひばり休み 浜通り配布		ホウリング 親睦会
23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
	ひばり 午後休み	ひばり休み	版画教室 10時～	ひばり休み 浜通り配布		

今後の予定

- ☆7月・・・七夕まつり、ホテル観賞会ほか企画中です。
- ☆8月・・・三条夏まつり民謡流し参加（練習も早めに開始予定です。）

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 9:30～15:00 [休館日] 火曜日・木曜日

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	
大熊町	0120-26-3844	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
富岡町	0120-33-6466	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	※双葉町は6/17から役場機能をいわき市に 移転します。
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数(2013.6.12 現在)

市町村名	世帯数
南相馬市小高区	39
南相馬市原町区	6
南相馬市鹿島区	1
浪江町	8
双葉町	4
大熊町	1
富岡町	2
川内村	1
いわき市	1
郡山市	7
合計	70

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511